

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
静清庵地区機能診断その他業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業静清庵地区機能診断その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営静清庵農業水利事業により造成された蒲原水源機場の機能診断を行うとともに、施設処理方法の検討を行うものである。
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、静岡県静岡市清水区蒲原地内で、別添施行位置図に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1-7 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は、監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	農学														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>名称</th><th>発行所</th><th>制定（改訂） 年月</th></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>（一社）農業土木事業協会</td><td>R5. 4</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>H28. 8</td></tr></table> ※農林水産省HPで入手可能。	名称	発行所	制定（改訂） 年月	農業水利施設の機能保全の手引き	（一社）農業土木事業協会	R5. 4	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8					
名称	発行所	制定（改訂） 年月													
農業水利施設の機能保全の手引き	（一社）農業土木事業協会	R5. 4													
農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8													

項 目	内 容														
(作業条件) 第2-2条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 蒲原水源機場は静岡県が管理している。 (2) 作業の実施にあたっては、事前に管理者から聞き取りを行い作業方法について十分打合せを行った後監督職員と打合せを行うものとし、手戻りのないよう留意しなければならない。 (3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (4) 現地踏査及び定点調査は、下記に示す期間内に行うことを予定しており、詳細な作業日及び作業日程、作業内容については10月中旬に監督職員に報告するものとする。作業日決定にあたっては、十分に施設管理者と調整を行い10月中旬に作業計画書を作成し監督職員と打合せするものとする。 ※作業日及び作業計画が確定した後、監督職員が関係機関と調整を行う。 <table><tr><th>施設名</th><th>作業可能期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>蒲原水源揚水機場</td><td>令和6年10月～令和6年12月</td><td></td></tr></table> (5) 蒲原水源機場の外壁塗装はアクリルリシン吹付で施工されており、アスベストの含有の有無を調べる試験（定性分析の偏光顕微鏡法(JIS A 1481-1)）を行うものとする。 なお、アスベストの含有が確認された場合は監督職員と協議を行うものとする。	施設名	作業可能期間	備考	蒲原水源揚水機場	令和6年10月～令和6年12月									
施設名	作業可能期間	備考													
蒲原水源揚水機場	令和6年10月～令和6年12月														
(対象施設) 第2-3条	調査対象施設は、次に示すとおりである。 なお、詳細については別紙1 作業項目内訳表による。 (1) 蒲原水源機場 1式 <table><tr><td>① 蒲原水源機場上屋（鉄筋コンクリート3階、ポンプ室含む）</td><td>1棟</td></tr><tr><td>② 土留壁（擁壁）</td><td>1式</td></tr><tr><td>③ 吸水槽</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>④ 導水路</td><td>24m</td></tr><tr><td>⑤ 取水口</td><td>1箇所</td></tr></table>	① 蒲原水源機場上屋（鉄筋コンクリート3階、ポンプ室含む）	1棟	② 土留壁（擁壁）	1式	③ 吸水槽	1箇所	④ 導水路	24m	⑤ 取水口	1箇所				
① 蒲原水源機場上屋（鉄筋コンクリート3階、ポンプ室含む）	1棟														
② 土留壁（擁壁）	1式														
③ 吸水槽	1箇所														
④ 導水路	24m														
⑤ 取水口	1箇所														
(貸与資料等) 第2-4条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>静清庵地区一般計画平面図</td><td>1式</td></tr><tr><td>静清庵地区施設管理図面集</td><td>〃</td></tr><tr><td>静清庵農業水利事業の経緯、造成施設技術資料</td><td>〃</td></tr><tr><td>平成18年度東駿河地区水源流量調査その他業務報告書</td><td>〃</td></tr><tr><td>平成19年度富士川下流地区その1業務報告書</td><td>〃</td></tr><tr><td>平成20年度富士川下流地区その2業務報告書</td><td>〃</td></tr></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	貸与資料	数量	静清庵地区一般計画平面図	1式	静清庵地区施設管理図面集	〃	静清庵農業水利事業の経緯、造成施設技術資料	〃	平成18年度東駿河地区水源流量調査その他業務報告書	〃	平成19年度富士川下流地区その1業務報告書	〃	平成20年度富士川下流地区その2業務報告書	〃
貸与資料	数量														
静清庵地区一般計画平面図	1式														
静清庵地区施設管理図面集	〃														
静清庵農業水利事業の経緯、造成施設技術資料	〃														
平成18年度東駿河地区水源流量調査その他業務報告書	〃														
平成19年度富士川下流地区その1業務報告書	〃														
平成20年度富士川下流地区その2業務報告書	〃														
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用する図書及び参考図書は、施設機能診断作業時の最新版を用いるものとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の														

項 目	内 容																																										
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1 条	請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表1、2のとおりである。 なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表及び別紙2 作業項目内訳表に示すものとする。 作業項目表1 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1. 事前調査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>2. 現地踏査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>3. 機能診断調査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>4. 健全度評価</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>5. 施設処理方法の検討</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5-1 施設処理方法の比較検討</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>5-2 数量の算出</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>5-3 施工計画の策定</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>5-4 概算工事費の算定</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>6. 点検取りまとめ</td><td>1 式</td><td></td></tr></table> 作業項目表2 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1. アスベスト含有量調査</td><td>1 箇所</td><td></td></tr><tr><td>2. アスベスト採取・分析</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	備 考	1. 事前調査	1 式		2. 現地踏査	1 式		3. 機能診断調査	1 式		4. 健全度評価	1 式		5. 施設処理方法の検討			5-1 施設処理方法の比較検討	1 式		5-2 数量の算出	1 式		5-3 施工計画の策定	1 式		5-4 概算工事費の算定	1 式		6. 点検取りまとめ	1 式		作 業 項 目	数 量	備 考	1. アスベスト含有量調査	1 箇所		2. アスベスト採取・分析	1 式	
作 業 項 目	数 量	備 考																																									
1. 事前調査	1 式																																										
2. 現地踏査	1 式																																										
3. 機能診断調査	1 式																																										
4. 健全度評価	1 式																																										
5. 施設処理方法の検討																																											
5-1 施設処理方法の比較検討	1 式																																										
5-2 数量の算出	1 式																																										
5-3 施工計画の策定	1 式																																										
5-4 概算工事費の算定	1 式																																										
6. 点検取りまとめ	1 式																																										
作 業 項 目	数 量	備 考																																									
1. アスベスト含有量調査	1 箇所																																										
2. アスベスト採取・分析	1 式																																										
(現地作業内容) 第3-2 条	現地調査の詳細は次のとおりである。なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表 によるものとする。 また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等選定、検討する。																																										
(作業の留意点) 第3-3 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。 なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。 (2) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (4) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事																																										

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条 第4章 打合せ (打合せ)	前に監督職員の承諾を得るものとする。 (6) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (7) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 (8) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検する。 (9) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

項 目	内 容
第4-1条	共通仕様書第 1-10 条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（処理方法の検討段階）（web 形式） 第3回 中間打合せ（処理方法の比較検討結果段階）（web 形式） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第 3-2 条に示す「現地作業内容」に変更が生じた場合 (5) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (6) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (7) 履行期間に変更が生じた場合 (8) 関係機関等対外的協議により設計計画に変更が生じた場合 (9) その他重要な変更が生じた場合
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー1 【作業項目内訳表】(蒲原水源機場、土留壁(擁壁)、吸水槽、導水路、取水口)

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量
1. 事前調査	施設設計諸元、図面、過年度の業務報告書に係る資料等を収集・整理し、施設管理者からの聴き取り等を行い、現地踏査資料を作成する。	1 式
2. 現地踏査	事前調査で得られた情報を基に、地上部から現地踏査を行うとともに造成時と現在の周辺状況変化を確認する。	1 式
3. 機能診断調査	事前調査で機能診断結果を把握し必要に応じて定点調査を行う。 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」に基づき、記録を行う。 また、施設処理方針の比較検討結果より、周辺施設への影響について検討を行う。	1 式
4. 健全度評価	調査結果に基づき、施設の健全度の判定を行う。	1 式
5. 施設処理方法の検討	別紙ー3「国営造成施設毎の処理案」を参考に検討を行う。 過年度業務報告書を参考に検討行う。	
5-1 処理方法の比較検討	蒲原水源機場の処理方法について比較検討を行う。	1 式
5-2 数量の算出	比較検討結果に基づき数量の算出を行う。	1式
5-3 施工計画の策定	比較検討結果に基づき施工計画の策定を行う。	1式
5-4概算工事費の算定	比較検討に基づき概算工事費の算定を行う。	1 式
6 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式

別紙一2 【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量
アスベスト含有量調査	蒲原水源機場の外壁のアクリルリシン吹付についてアスベストの含有量の有無の試験(定性分析の偏光顕微鏡法(JIS A 1481-1))を行う。	1箇所
アスベスト採取・分析	蒲原水源機場の外壁のアクリルリシン吹付について完成図書より使用材料の分析及び試験資料の採取を行う。	1式

別紙3 【国営造成施設毎の処理案】

市町名	位置	施設名	造成 年次	番号	施設規模、仕様等	数量	検討案（H20年度の設計業務において各施設毎に処理方針の概算額を把握すべき項目）				備 考
							取り壊し、残置 等				
							←高 処 理 事 業 費 低→				
		①案	②案	③案	④案						
静岡市 (旧蒲原町)	高浜地先	蒲原水源機場	S49～52	A	鉄筋コンクリート3階建（ポンプ室含）	1棟	■上部下部ともに全面的に取り壊し、原形復旧（土地は更地に復元）	■上屋は取り壊し、土留め壁を敷地段差位置に設置する。地下部は0.5m程度を撤去。ポンプ室は、モルタル等で充填処理し、その上部は土砂で埋戻。	■上屋は、建屋改修（耐震補強）により存置。ポンプ室は、モルタル等で充填。	■現状のままで引き渡し。	
				B	吸水槽	1箇所	■上部下部ともに全面的に取り壊し、原形復旧（土地は更地に復元）	■開口を覆工している綯鋼板を撤去し、モルタル等の充填処理により閉塞し残置。	■開口を覆工している綯鋼板を撤去し、PC床板で覆工、内部は空洞のまま存置。		
				C	樋管導水路	24.0m	■上部下部ともに全面的に取り壊し、原形復旧（土地は更地に復元）	■モルタル等の充填処理により閉塞し残置。	■現状のまま、施設を存置。		
				D	取水口 （日軽金富士川第2発電所放水路）	1箇所	■上部下部ともに全面的に取り壊し、原形復旧（土地は更地に復元）	■大型土のうによる締切を行い、扉体前面に止めコンクリートを打設後、土砂を充填し護岸整備を行う。門柱は、護岸整備に障害になる部分を取り壊す。除塵機部の開口は、土砂により充填処理を行い閉塞、残置。	■扉体全面角落しに型枠を設置し、角落しと扉体間をモルタル等で充填処理する。門柱は護岸法肩まで取り壊す。除塵機の開口は、土砂により充填処理を行い、残置。	■放水路は、日本軽金属所有のため、最終的な整備方針は協議が必要。	